

広島県告示第九百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	社会福祉法人 広島常光福祉 会	広島市東区福田五 丁目一六五番地 の三		